

第五十八号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。
別表東京都児童相談センターの項中「中央区 港区」を「中央区」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百十五号）の施行に伴い、港区が行うこととする事務について、規定を整備する必要がある。